

関東中学校陸上競技大会
守利直也(中・3年)
200m(都大会6位)



加藤慧
女子シングルス
(都大会3位)



関東中学生テニス
選手権大会
加藤慧(左)(五中・3年)・高田陽菜子(右)
(五中・2年)
女子ダブルス
(都大会優勝)



都大会優勝
関東中学校サッカー大会出場
一中サッカー部



市立中学生が、夏休み中に開催されたスポーツ大会や音楽コンクールに出場し、健闘しました。

がんばった夏休み！
市立中学生が活躍しました！
問 指導課 ☎内線3243

全国中学校相撲選手権大会
菅原市之助(中・3年)
(都大会5位)



関東中学校水泳競技大会
野口夏也美(六中・1年)
100m平泳ぎ
(都大会5位)



関東中学校水泳競技大会
本多礼樹(中・3年)
100mバタフライ
(都大会3位)
(関東大会6位)



空きびん・空き缶の戸別収集の対象地域を拡大します 問 ごみ対策課 ☎内線2533

さらなる分別・資源化の推進と各自責任を持ったごみ出しを徹底するため、11月から水・木曜日収集の地域(左下「対象地域」)の空きびん・空き缶の収集を、従来のオレンジ色のコンテナでの拠点収集方式から、戸別収集方式に変更します。これに伴い、収集日前日のコンテナ配布を中止します。

対象地域

| 地域名 | 変更日 |
|-------------------------|----------------|
| 野崎4丁目 大沢1・2・4～6丁目 | 11月1日(木)収集分から |
| 上連雀1～5丁目 | 11月7日(水)収集分から |
| 大沢3丁目、深大寺、井口 野崎2・3丁目 | 11月8日(木)収集分から |
| 北野、新川2・3丁目 | 11月14日(水)収集分から |

戸別収集の実施説明会を開催します

| | 開催場所 | 開催日時 |
|---------|--------------|--|
| 水曜日収集地区 | 上連雀掘合地区公会堂 | 9月9日(日) 午前10時30分～11時30分 |
| | 上連雀新道北地区公会堂 | 9月11日(火) 午後6時30分～7時30分 9月29日(土) 午後2時～3時 |
| | 北野地区公会堂 | 9月9日(日) 午後2時～3時 9月18日(火) 午後6時30分～7時30分 |
| | 天神前地区公会堂 | 9月14日(金) 午後6時30分～7時30分 |
| 木曜日収集地区 | 深大寺地区公会堂 | 9月10日(月) 午後6時30分～7時30分 |
| | 井口コミュニティセンター | 9月15日(土) 午前10時30分～11時30分 9月19日(水) 午後6時30分～7時30分 |
| | 大沢地区公会堂 | 9月13日(木) 午後6時30分～7時30分 |
| | 大沢コミュニティセンター | 9月15日(土) 午後2時～3時 9月29日(土) 午前10時30分～11時30分 |

びん・缶収集用コンテナ常設のお願い

今回戸別収集の対象となった地域で、コンテナを現在常設していない集合住宅などに、市から委託を受けた相談員がコンテナ常設のお願いに伺います。
※相談員は三鷹市の腕章を付け、三鷹市委託業務従事証明書を所持しています。

◇対象となる方
・今回、戸別収集の対象となった地域の集合住宅の管理者や住人の代表者
・袋小路にお住まいの方 など

◇期間
9月1日(土)～10月31日(水)
※期間中、相談員が該当地区のごみ出しプレートの修正(貼り替えまたは修正シール貼り)も行います。
※対象地区以外でも、集合住宅などでコンテナの常設を希望する場合は同課へご相談ください。

家庭系ごみ指定収集袋 減免申請のお知らせ 問 ごみ対策課 ☎内線2534

(平成24年10月～25年9月分)

市では燃やせるごみと燃やせないごみを、家庭系ごみ指定収集袋(有料)で収集しています。ただし下記の減免事由に該当する世帯には、申請により年間最大100枚を支給します。

- 交付枚数**
1世帯あたり年間100枚(複数の減免事由に該当する場合も最大100枚)
- 交付する袋のサイズ**
1人世帯はS袋(10ℓ)、5人以上の世帯はL袋(40ℓ)、それ以外の世帯はM袋(20ℓ)
- ①生活保護受給世帯
②中国残留邦人等支援受給世帯
③児童扶養手当受給世帯
④特別児童扶養手当受給世帯
⑤高齢福祉年金受給世帯
⑥75歳以上の方のみの世帯で収入が年金のみまたは収入のない世帯
⑦身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)、東京都愛の手帳(1・2度)のいずれかに該当の方が属する世帯で、かつ市民税非課税世帯
- ⑧ 9月24日(月)～10月26日(金)の平日(9月30日(日)と10月14日(日)は実施)午前9時～午後4時30分に、所定の申請書と減免事由を証明できる手帳や証明書(⑥に該当する方は免許証・保険証など)を持参し、311号会議室(市役所第三庁舎)へ。本人が来庁できない場合は、親族や身の回りの世話をしている方(福祉担当職員、ケアマネージャー、民生委員など)による代理申請も可能です。ただし代理申請の場合は、申請者の減免事由を証明できるもの(コピー可)のほか、代理人の身分証明書と委任状が必要です。
※⑥・⑦に該当し今年1月2日以降に転入した方は、同課(第二庁舎2階・☎内線2534)へお問い合わせください。
※上記期間終了後は直接同課へ。ただし11月以降に申請すると交付枚数が少なくなります。
※9月中は大変混雑しますので、10月以降の申請にご協力ください。

10月から 資源物の持ち去り行為禁止条例を施行 問 ごみ対策課 ☎内線2533

市の回収に備えてみなさんが出した新聞、雑誌などの資源物を、市の指定業者以外の者が無断で持ち去る行為が多発しています。そこで市では10月1日から「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」の一部改正し、市の回収用に出された資源物の持ち去り行為を禁止し、禁止命令に従わない場合は氏名などの公表や20万円以下の罰金を科すことができるようになりました。

- ### 条例の改正内容
- 1 市の回収のために所定の場所に出された資源物を、市や市の委託業者以外の者が持ち去る行為を禁止します。
 - 2 資源物の持ち去り行為を行う者に対して、市長は禁止命令を行うことができます。
 - 3 禁止命令に従わない場合、違反者の氏名公表や、罰則規定により20万円以下の罰金を科すことができます。

持ち去り行為禁止の対象の資源物
古紙(新聞・雑誌・雑紙・ダンボール)、缶、びん、古着類

市民のみなさんへのお願い

市では条例の施行に伴い、パトロールを強化していきます。みなさんも持ち去り行為禁止のため、ご協力ください。

- 1 持ち去り行為の情報提供
持ち去り行為を発見した場合は、日時、場所、資源物の種類、車両番号、車の色、資源物持ち去り者の特徴などを、同課へお知らせください。
- 2 持ち去り行為者には直接、接しない
資源物の持ち去り行為者に直接注意をしたり、情報を得ようとして接したりすることはトラブルの原因となりますので、おやめください。

